

保険金をお支払いできない主な場合

賠償損害

- (1) 次のいずれかによって発生した損害
- ① 保険契約者、被保険者または法定代理人の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故
- (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害
- ① 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - ② 被保険者の使用人（被保険者がスポーツの競技、練習または指導の補助者として使用する方を除きます）が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
 - ④ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任※2
 - ⑤ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑥ 被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任
 - ⑦ 航空機、船舶・車両（原動力が専ら人力であるものを除きます）、銃器（空気銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など
- ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
- ※2 レンタル用品など、他人から借りたり、預かったりした物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。

見舞費用

- (1) 次のいずれかの事由によって発生した損害
- ① 保険契約者または被保険者の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (2) トースポーツチーム内の他の被保険者に支払った見舞金 など
- ※ テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。

ご自身の傷害(ケガ)

- (1) 次のいずれかによるケガ
- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
 - ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ③ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失
 - ④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑤ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
 - ⑥ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1
 - ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑨ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故
 - ⑩ 上記⑨以外の放射線照射または放射能汚染 など
- (2) 次のいずれかの場合
- ① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2
 - ② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 など
- ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
- ※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。



万が一事故が起こった場合

- 事故が起こった場合、遅滞なく(傷害補償条項をセットした契約でケガに関する事故が発生した場合は30日以内に)取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- **国内の賠償事故について、示談交渉サービスがセットされます。**事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。
- ※ 話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。ただし、次のいずれかの場合は、引受保険会社による示談交渉はできません。
- ① 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任補償条項で定める保険金額を明らかに超える場合
 - ② 相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
 - ③ 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
 - ④ 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

遅滞なく取扱代理店または下記にご連絡ください。

**あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター 0120-985-024 (無料)**

※ I P 電話からは0276-90-8852 (有料) におかけください。

※ おかけ間違いにご注意ください

受付時間 24時間365日

【取扱代理店】

株式会社自治労サービス(保険事業部)
〒102-0085 東京都千代田区六番町1 自治労会館
TEL 03 (5226) 3424
FAX 03 (5213) 5485
E-mail: jshoken@jichiro.gr.jp
事務手続きについては各所属組合へ

【引受保険会社】

**あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
広域法人開発部 営業課**
〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19
TEL 050 (3460) 8162
FAX 03 (6734) 9609

(2024年11月承認) A24-102866

自治労共済生協組合員のみなさまへ

団体割引

25% OFF

スポーツチーム総合保険

スポーツチーム総合保険特約セット団体総合生活補償保険

野球

**ソフト
ボール**

**バレー
ボール**
(ビーチバレー)

サッカー
(フットサル)

保険期間 2025年4月1日午後4時～2026年4月1日午後4時
(契約期間)

(申込締切日2025年2月28日)

中途加入時：補償開始の条件

始期日 (毎月1日) 5営業日前までに (年末年始等は別) FAX送信/受領/着金まで必要

※このリーフレットは2025年度版です

2026年4月 制度改定 (予定)

詳しくは下記QRコードより重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明をご確認ください。下記QRコードからご確認できない場合は、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

<重要事項のご説明> <お支払いする保険金および費用保険金のご説明>



GN22D010183



GN19D010070

※QRコードは
(株)デンソーウェーブの
登録商標です。

チーム活動中の賠償事故やケガの補償はもちろん、お見舞費用もお支払いします。

保険期間（契約期間）：2025年4月1日午後4時～2026年4月1日午後4時
中途加入:始期日午前0時～ 同上

保険金額（支払限度額）

補償内容		型01・03・05・07	型02・04・06・08
保険金額	賠償責任保険金額 （免責金額0円）	3,000万円	5,000万円
	傷害死亡・後遺障害保険金額	300万円	600万円
	傷害入院保険金額	3,000円／日	5,000円／日
	傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍	
	傷害通院保険金額	1,500円／日	2,500円／日
	見舞費用保険金額	50万円	

※傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日、
傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日、免責日数なし（入・通院）
※保険料は、団体割引25％（被保険者総数5,000名以上10,000名未満）を適用。

		年間保険料	加入月と保険料 （単位：円） チームメンバー1名につき										
種目	型	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
野球	01	1,510	1,380	1,270	1,130	1,000	890	770	630	520	390	260	140
	02	2,340	2,150	1,950	1,760	1,560	1,360	1,190	990	790	590	410	200
ソフトボール	03	910	830	770	690	610	540	470	390	310	240	160	100
	04	1,370	1,260	1,150	1,040	920	810	700	590	460	360	240	140
バレーボール （ビーチバレーも対象）	05	1,810	1,660	1,510	1,370	1,200	1,060	910	750	610	460	310	160
	06	3,020	2,770	2,520	2,270	2,000	1,760	1,520	1,260	1,020	760	510	260
サッカー （フットサルも対象）	07	1,600	1,470	1,330	1,210	1,070	940	810	670	540	410	280	140
	08	2,550	2,340	2,130	1,920	1,710	1,500	1,290	1,070	850	650	430	230

保険金をお支払いする主な場合

★保険金お支払いの対象となる損害は、チーム管理下および日本国内の事故に限ります。

もし、練習中に打ったボールで
通行人にケガをさせてしまったら…

もし、プレー中にあなたが
ケガをしたら…

賠償損害

チーム管理下の練習や試合中、そのための往復中・合宿中・遠征中に誤って他人にケガをさせてしまったり、他人の物を壊したりしたため、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。賠償金額の決定は事前に引受保険会社の承認が必要です。

ご自身の傷害(ケガ)

チーム管理下の練習や試合中およびそのための往復中や合宿中・遠征中にボールが当たったり転倒などのケガをしたときに、保険金額を限度とし保険金をお支払いします。



もし、プレー中に相手チームのプレーヤーに
ケガをさせてしまったら…

見舞費用

チーム管理下での試合中に他人（相手チームのメンバー・審判員・観客など）にケガをさせた場合、法律上の損害賠償責任が発生しないのが一般的ですが、慣習として支払う見舞金（弔慰金を含む）に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

【用語の定義】

- スポーツチームの管理下…スポーツチームの責任者の指揮下、監督下または指導下にある状態。ただし、スポーツチームの一部のメンバーで行う練習または指導は、責任者が現場に立ち会うものでなければスポーツチームの管理下にはあたらない。
- 対象となる行為…競技または練習の指導にともなうスポーツチームの管理下における準備体操、ランニング、競技場、練習場、これらの付属施設における準備、後始末、更衣、休憩等の付随行為も対象。
- 対象とならない行為…練習として他のスポーツをとり入れた場合、他のスポーツを行う間の事故は対象外。（例えば、ソフトボールの練習の一環としてサッカーをとり入れた場合、サッカー中の事故は対象外。）

ご注意

- 加入資格
自治労共済生協組合員のみでメンバー構成され、組合が認定するスポーツチームに限ります。
生協組合員であることが加入の条件です。
監督、コーチ、マネージャーはチームメンバーに含まれます。
- 最低加入人数
チームメンバー全員同じ型で加入し、次の人数を満たす必要があります。メンバーは必ず加入依頼書に記載し、メンバーが未加入の場合は、補償対象外です。
野球・ソフトボール 9人 ・ サッカー 11人（フットサル5人） ・ バレーボール 6人（ビーチバレー2人）
- 対象外のスポーツチーム
日本リーグ加盟のチーム、社会人のチームで競技別実業団連盟に加盟・登録のチーム、高校・大学の正規の運動部（体育会運動部）、不特定多数のスポーツをするチームは対象外です。

ご注意

- このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入時は必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。
詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」を、ご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点は、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入依頼書に記入してください。正しく記入しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 加入依頼書の記載事項（他保険加入状況等）等によりご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限することがあります。あらかじめご了承ください。
- この保険は全日本自治体労働者共済生活協同組合を保険契約者とし、自治労共済生協組合員の皆さまを加入者および被保険者とするスポーツチーム総合保険特約セット団体総合生活補償保険の団体契約です。
- この保険の「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」および保険証券は保険契約者（全日本自治体労働者共済生活協同組合）に交付されます。

- お申込方法
- 「スポーツチーム総合保険加入依頼書」にチーム代表者が署名のうえ、全員分の保険料を添えて、組合までご提出ください。
 - 申込後のメンバーの追加や募集締切後に新チームとして新たに申し込む場合は、中途加入保険料を指定日までにお手続きください。
- 【補償開始の条件】始期日（毎月1日）5営業日前までに加入依頼書を自治労サービスが受付確認し、かつ保険料をチーム指定口座に着金していること。

2025年度 スポーツチーム総合保険のご加入者さまへ

特約セット団体総合生活補償保険

自治労共済生協組合員のためのスポーツチーム総合保険にご加入いただき
誠にありがとうございます。

団体損害保険 加入者証について再発行はできかねますので

2026年4月1日午後4時の補償終了まで、大切に保管してください。

事故発生時

【24時間 365日受付】

事故発生後、遅滞なく30日以内にご連絡ください。

(1) 電話

あんしんサポートセンター(受付)

TEL0120-985-024

IP電話からは0276-90-8852(有料)

あいおいニッセイ同和損害保険(株)

(2) インターネット(HP)

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/contact/accident/>

(3) QRコード



【確認ポイント】

- ① 名前、生年月日、住所、電話番号
- ② 事故の状況(いつ、どこで、ケガの部位等)
- ③ その他(入院・通院の状況)

【事故の受付後】

引受保険会社の担当者から、
具体的な保険金請求について連絡が入ります。



2025年度 団体損害保険 加入者証

代表証券
番号

加入者証作成日 令和

団体損害保険加入者証

加入者番号－識別コード

代表証券番号
TESTM00030

加入者番号－識別コード
0000000001

初回合計保険料
3,890円
年間合計保険料
3,890円

契約者氏名
恵比寿商事株
社員番号
33
取扱課支社
東京恵
(123-45)
取扱代理店
MS損害
(AAAA)
加入期間
令和 2年
令和 3年

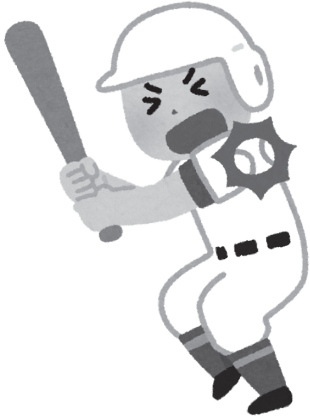
住所
氏名 恵比寿 太郎 様
団体名 000
所属名 3332222

123-45 5

符号 被保険者名 セット＜保険種類＞
口数 補償項目 (証券番号 保種コードーサブ番号)
支払限度額・保険金額 / 免責 払込方法
保険料

<各スポーツ種目の証券番号>

種目	2025 年度 代表証券番号
野球	F193 045 953
ソフトボール	F193 045 954
バレーボール (ビーチバレー)	F193 045 955
サッカー (フットサル)	F193 045 956



1. 【あんしんサポートセンター】でお名前検索ができない時
(加入申込日が近く、情報が未登録など)
証券番号と加入月をお伝えください。

2. 【スポーツチーム総合保険 受付一覧】

加入者番号－識別コード

01: マチヤクハ ヤキユフ
加入型: 野球01型
代表者:

株式会社 自治労サービス
保険事業部
TEL 03-5226-3424



スポーツ・チーム総合保険受付一覧

被保険者名	加入者番号－ 識別コード	発効日	被保険者名	加入者番号－ 識別コード	発効日
-------	-----------------	-----	-------	-----------------	-----

取扱代理店:(株)自治労サービス / 引受保険会社:あいおいニッセイ同和損害保険(株)